

2026年3月23日（月）  
 愛知県議会事務局調査課  
 広報・情報グループ  
 担 当 中野、原  
 内 線 4572、4573  
 デイヤル 052-954-6742

## 愛知県議会議会運営委員会の答申について

本日、愛知県議会議会運営委員会は、愛知県議会議長に対し、別添のとおり答申をいたしました。

これは、愛知県議会が管理する行政文書の開示に関する規程第12条第1項の規定に基づき、愛知県議会議長から諮問があった下記の審査請求に関するものです。

### 記

答申番号 (諮問番号)	対象所属	件名	答申内容	諮問 年月日
答申第28号 (7諮問第2号)	議会事務局 議事課	議長への要望書及び陳情書の一部開示決定に関する件	原処分妥当	令和8年 1月30日
答申第29号 (7諮問第3号)	議会事務局 議事課	委員会における傍聴用資料の充実について検討された資料、本会議場の受付に住民監査請求の要旨が置いていないことが分かる文書及び委員会における中継ができない理由等が分かる文書の不開示（不存在）決定に関する件	原処分妥当	令和8年 1月30日
答申第30号 (7諮問第4号)	議会事務局 議事課	委員会において請願が不採択となった理由が分かる文書の開示決定に関する件	原処分妥当	令和8年 1月30日

<参考>

○ 愛知県議会が管理する行政文書に関し、議会がした開示・不開示の決定等について審査請求があった場合には、愛知県情報公開条例第 19 条の 2 及び愛知県議会が管理する行政文書の開示に関する規程第 12 条第 1 項の規定に基づき、議長の諮問を受け、議会運営委員会が、処分の妥当性について調査し、答申をします。

○ 愛知県議会議会運営委員会 委員名簿

委員長	高桑 敏直	(自民)
副委員長	田中 泰彦	(自民)
副委員長	鈴木 まさと	(民主)
	島倉 誠	(自民)
	政木 りか	(自民)
	ますだ 裕二	(自民)
	今井 隆喜	(自民)
	杉浦 哲也	(自民)
	平松 利英	(自民)
	朝倉 浩一	(民主)
	桜井 秀樹	(民主)
	松本 まもる	(民主)
	木藤 俊郎	(公明)
	しまぶくろ 朝太郎	(減税)

答申第 28 号（情報公開）

令和 7 年度諮問第 2 号

件名：議長への要望書及び陳情書の一部開示決定に関する件

## 答 申

### 1 当委員会の結論

愛知県議会（以下「実施機関」という。）が、別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、個人の氏名及び住所を不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 7 年 10 月 31 日付けで行った開示請求に対し、実施機関が同年 11 月 14 日付けで行った一部開示決定処分（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

##### ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は次のとおりである。

公にすることで不具合がない。

個人の権利利益を害さない。

請願書は名前が出ている。

名古屋市等では公開されている。

##### イ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

陳情書や要望書は世間に訴えるために書いている。

書いてある中身も自慢ができるくらい自信を持っている。

新聞に投書しても氏名が書いてある。

愛知県も氏名を公表すべき。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、次のとおりである。

#### (1) 本件行政文書について

審査請求人は、審査請求の趣旨において、「行政文書一部開示決定をとりけし不開示部分の全部開示を求める」としており、令和 7 年 11 月 25 日にその趣旨を

確認したところ、「不開示部分の全部開示とは、議長への要望書及び陳情書のうち不開示とした氏名・住所の開示を求めるものである」と回答があった。

したがって、本件審査請求の対象となる行政文書は、原処分において特定した文書のうち、別表の1欄に掲げる6件の文書であると解した。

## (2) 請願、陳情書及び要望書の性質及び取扱い

### ア 請願、陳情書及び要望書の根拠規定

請願は、日本国憲法第16条に基づき、請願法（昭和22年法律第13号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び愛知県議会会議規則（昭和31年9月定例議会議決。以下「会議規則」という。）により、提出方法や記載事項が定められ、趣旨、請願者の氏名及び住所等の記載、署名又は記名押印、議員の紹介（署名）が必要とされる。

これに対し、陳情書及び要望書は、地方自治法及び会議規則に制度の根拠規定を有しない任意の提出文書であり、実施機関では、請願制度に準拠し、慣例上受理している。

### イ 請願、陳情書及び要望書の審議手続等の相違

請願は本会議で議題とされ、委員会審議・採決を経る過程で請願者の氏名及び住所が公になる。また、会議録にも記載されるため、氏名・住所の公開が制度上予定されている。

一方、陳情書は審議対象ではなく、委員会への参考送付にとどまり公表されない。要望書は、議長宛てのため議員への配付もなく、当然、審議・公表の対象とならない。

## (3) 条例第7条第2号該当性について

ア 本件行政文書には、陳情者及び要望者の氏名及び住所が記載されており、これらの情報は、氏名及び住所は個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであることから、条例第7条第2号本文に該当する。

イ なお、上記(2)イのとおり陳情書及び要望書は公表する慣行がないことから、同書に記載の氏名及び住所は、法令又は慣行により公にすることが予定されている情報（同号ただし書イ）には該当しない。

また、同書に記載の氏名及び住所は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報（同号ただし書ロ）ではなく、職務の遂行に係る情報（同号ただし書ハ）でもなく、予算の執行を伴うもの（同号ただし書ニ）でもないため、いずれの例外規定にも該当しない。

以上のことから、陳情書及び要望書に記載された氏名及び住所は、条例第7条第2号に該当することから、原処分には違法又は不当な点は認められない。

## 4 当委員会の判断

### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、令和7年10月に本県議会に提出された議長への陳情書及び要望書である。

審査請求人は、本件行政文書において実施機関が条例第7条第2号に該当するとして不開示とした個人の氏名及び住所の開示を求めていることから、これらの情報の同号該当性について以下検討する。

(2) 条例第7条第2号該当性について

ア 当委員会が聴取した実施機関の説明は次のとおりである。

陳情書及び要望書は、いずれも制度上の根拠規定はなく、請願制度に準拠し、慣例上受理している。

しかし、請願、陳情書及び要望書の取扱いには違いがあり、請願は、議員の署名の上、議会に提出され審議され、本会議で議題となった時点で公開される。

一方、陳情書は議会に提出されるが、委員会に参考送付されるのみであり、また、要望書は議長宛てで、議員への配付はされない。

陳情書及び要望書は、いずれも審議の対象とはならず、公表されない。

本件行政文書において不開示とした個人の氏名及び住所は、いずれも陳情者及び要望者の氏名及び住所であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであることから、条例第7条第2号本文に該当する。

また、条例第7条第2号ただし書に、個人情報を開示する場合の例外規定があるが、前述のとおり陳情書及び要望書については公表されないことから、陳情者及び要望者の氏名及び住所は、「イ 法令又は慣行により公にすることが予定されている情報」には該当せず、その他同号ただし書ハからニまでのいずれにも該当しない。

イ 当委員会で検討したところ、実施機関の説明のとおり、本件行政文書において不開示とした個人の氏名及び住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、かつ、条例第7条第2号ただし書により例外的に開示することとされている情報にも当たらないと認められることから、条例第7条第2号に該当する。

(3) まとめ

以上により、実施機関が本件行政文書について、個人の氏名及び住所が条例第7条第2号に該当するとして不開示とした原処分は妥当であると判断する。

別表

1 行政文書	2 開示しないこととした部分及び根拠規定		3 審査請求の対象となった部分
文書1 委員会の傍聴人数の定員に関する要望書	氏名及び住所	条例第7条 第2号	氏名及び住所
文書2 委員会傍聴改革	氏名及び住所	条例第7条 第2号	氏名及び住所
文書3 本会議での傍聴改革	氏名、住所 及び電話番号	条例第7条 第2号	氏名及び住所
文書4 決算委員会	氏名、住所 及び電話番号	条例第7条 第2号	氏名及び住所
文書5 PRホールにおけるPR向上	氏名、住所 及び電話番号	条例第7条 第2号	氏名及び住所
文書6 公立学校におけるハラル給食導入に反対する陳情	氏名及び住所	条例第7条 第2号	氏名及び住所

(議会運営委員会の処理経過)

年 月 日	内 容
令和 8. 1. 30	諮問 (弁明書の写しを添付)
8. 2. 13	審議
同 日 (第1回理事会)	審議
8. 2. 16	学識経験者から意見聴取
8. 2. 18	学識経験者から意見聴取
8. 2. 24 (第2回理事会)	審査請求人の意見陳述を実施 実施機関職員から一部開示理由等を聴取 審議
8. 3. 12	学識経験者から意見聴取
8. 3. 13	学識経験者から意見聴取
8. 3. 18	学識経験者から意見聴取
8. 3. 23 (第3回理事会)	審議
同 日	審議
同 日	答申

答申第 29 号（情報公開）

令和 7 年度諮問第 3 号

件名：委員会における傍聴用資料の充実について検討された資料、本会議場の受付に住民監査請求の要旨が置いていないことが分かる文書及び委員会における中継ができない理由等が分かる文書の不開示（不存在）決定に関する件

## 答 申

### 1 当委員会の結論

愛知県議会（以下「実施機関」という。）が、別表の 1 欄に掲げる開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、それぞれ別表の 2 欄に掲げる日付で行った開示請求に対し、実施機関がそれぞれ別表の 3 欄に掲げる日付で行った 3 件の不開示決定処分（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

##### ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は次のとおりである。

(ア) 請求 1 及び請求 2（別表の 1 欄に掲げる請求 1 及び請求 2 をいう。以下同じ。）

あると思う。

(イ) 請求 3（別表の 1 欄に掲げる請求 3 をいう。以下同じ。）

あると思う。

今まで請願、陳情が出されている。

##### イ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

(ア) 請求 1

委員会には傍聴の資料が出されるが、回収される。

県民に情報を伝えるべきではないか。

(イ) 請求 2

議員に配付されている資料は、傍聴の入口で見ることができると思うが、

その中に、住民監査請求の要旨も入るのではないか。

そういった趣旨の要望書を何度か出しているのに、議会で話し合いをしており、書類として残っているのではないか。

(ウ) 請求3

多くの人が請願や陳情をしており、10回以上に及んでいると思う。

それならば、もう検討しているのではないか。

愛知県では、既に本会議の中継を行っており、評判が良いので、議員も委員会中継の実施を考えているのではないか。

3 本件審査請求における審理手続の併合について

審査請求人は、実施機関が行った3件の不開示決定処分に対し、それぞれ審査請求を提起しているが、これらの審査請求は、いずれも実施機関が本件請求対象文書を作成又は取得していないため、不開示決定とした処分に対するものであることから、実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第39条の規定により、当該3件の審理手続を併合することとした。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、次のとおりである。

(1) 請求1は、令和5年度以降に議会運営委員会で傍聴者への資料貸与方法について検討した状況を記載した文書の開示を求めるものと解される。

傍聴者への資料貸与方法は、愛知県議会基本条例（平成25年愛知県条例第57号。以下「議会基本条例」という。）を踏まえた議会改革の一環として、議会運営委員会で協議し、平成26年度に決定した後、変更、再協議は行っておらず、令和5年度以降に検討状況を記載した文書を作成又は取得していない。

(2) 請求2は、愛知県議会議事堂の本会議場傍聴入口に設置されている受付（以下「傍聴受付」という。）に住民監査請求の要旨（以下「要旨」という。）が置かれていないことを示す文書の開示を求めるものと解される。

この要旨とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に基づき愛知県監査委員から愛知県議会議長に通知される文書を指すが、法令上、傍聴受付に要旨を置く義務はなく、その旨を確認・証明する文書を作成又は取得していない。

(3) 請求3は、令和7年1月から12月までに作成された、愛知県議会において委員会のインターネット中継を行わない理由を記載した文書の開示を求めるものと解される。

委員会のインターネット中継の導入については、議会基本条例を踏まえた議会改革の一環として、議会運営委員会で協議し、「導入しない」旨を平成26年度に決定した後、導入可否について再協議は行っておらず、令和7年1月から12月までにおいて中継を実施しない理由を記載した文書を作成又は取得していない。

以上のことから、開示請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当することから、原処分には違法又は不当な点は認められない。

## 5 当委員会の判断

### (1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、審査請求人は、以下の文書の開示を求めるものと解される。

#### ア 請求1

令和5年度以降に委員会における傍聴用資料の充実について検討されたことが分かる文書

#### イ 請求2

傍聴受付に住民監査請求の要旨が置いていないことが分かる文書

#### ウ 請求3

2025年1月1日から2025年12月22日までに作成された委員会における中継ができない理由等が分かる文書

### (2) 本件請求対象文書の存否について

ア 請求1から請求3までに係る文書の存否について、当委員会が聴取した実施機関の説明は次のとおりである。

#### (ア) 請求1

議会基本条例策定後の議会改革の一環として、平成26年度に議会運営委員会で傍聴環境の整備を協議し、委員会傍聴用資料の貸与方法を決定した。

以降、変更、再協議は行っておらず、令和5年度以降に検討状況を記載した文書は作成又は取得していない。

#### (イ) 請求2

住民監査請求の要旨は、地方自治法第242条に基づき監査委員から議長に通知される文書である。

この要旨については、法令上、傍聴受付に置く義務はないため、その旨を確認・証明する文書を作成又は取得していない。

#### (ウ) 請求3

議会基本条例策定後の議会改革の検討の一環として、平成26年度に議会運営委員会で委員会のインターネット中継を協議し、導入しない旨を決定している。

以降、再協議は行っておらず、令和7年1月から12月までに、インターネット中継を実施しない理由を記載した文書を作成又は取得していない。

イ 当委員会で検討したところ、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

また、審査請求人の審査請求書における主張や、意見陳述における主張から

も、本件請求対象文書の存在は推認できない。

(3) まとめ

以上により、実施機関が本件請求対象文書について不存在を理由として不開示とした原処分は妥当であると判断する。

別表

1 請求内容	2 開示請求 年月日	3 不開示決定 年月日
請求1 令和5年度以降に『委員会における傍聴用資料の充実』について検討された資料	令和7年 11月25日	令和7年 12月8日
請求2 本会議場の受付に住民監査請求の要旨が置いていないことが分かる文書（諸般の報告）	令和7年 12月10日	令和7年 12月24日
請求3 2025.1.1-2025.12.22 委員会における中継ができない理由、やらない理由がわかるもの	令和7年 12月22日	令和8年 1月5日

(議会運営委員会の処理経過)

年 月 日	内 容
令和 8. 1. 30	諮問 (弁明書の写しを添付)
8. 2. 13	審議
同 日 (第1回理事会)	審議
8. 2. 16	学識経験者から意見聴取
8. 2. 18	学識経験者から意見聴取
8. 2. 24 (第2回理事会)	審査請求人の意見陳述を実施 実施機関職員から一部開示理由等を聴取 審議
8. 3. 12	学識経験者から意見聴取
8. 3. 13	学識経験者から意見聴取
8. 3. 18	学識経験者から意見聴取
8. 3. 23 (第3回理事会)	審議
同 日	審議
同 日	答申

答申第 30 号（情報公開）

令和 7 年度諮問第 4 号

件名：委員会において請願が不採択となった理由が分かる文書の開示決定に関する  
件

## 答 申

### 1 当委員会の結論

愛知県議会（以下「実施機関」という。）が、別記 1 に掲げる開示請求に対し、別記 2 に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して開示したことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 7 年 12 月 16 日付けで行った開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、実施機関が同月 25 日付けで行った開示決定処分（以下「原処分」という。）を取り消し、別記 2 に掲げる行政文書を除く令和 7 年 12 月定例議会で議題となった請願が不採択となった理由を記載した文書（以下「本件請求対象文書」という。）の開示を求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

##### ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は次のとおりである。

理由がわかる文書があるはず。

##### イ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

毎回たくさんの請願が出ているが、委員会を傍聴しても不採択の理由が分からない。

他の人が請願を出しており、私も陳情を何度も出している。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、次のとおりである。

#### (1) 本件請求対象文書の概要

本件開示請求は、令和 7 年 12 月定例議会で議題となった請願が不採択となった理由を記載した文書の開示を求めると解される。

そして、審査請求人は審査請求書において「令和7年12月25日付け7局議第418号において開示された文書を除く」文書の開示を求めていることから、本件請求対象文書は、原処分において開示された文書を除く、令和7年12月定例議会で委員会に提出された請願で不採択になった理由がわかる文書であると解される。

## (2) 原処分の妥当性について

### ア 委員会における請願審査の仕組み

請願は、定例議会期間中の本会議において議題となり、所管委員会へ付託され審査された後、その結果は「審査結果報告書」として議長に報告される。また、審査結果は、「請願審査結果・各会派の態度」として議会運営委員会で配付される。

愛知県議会会議規則（昭和31年9月定例議会議決。以下「会議規則」という。）第90条では、「審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない」と規定され、その区分は「採択すべきもの」「不採択とすべきもの」である。

したがって、法令上、請願の審査にあたり採択・不採択の理由を付す義務はなく、愛知県議会の委員会における請願審査の過程で、個々の委員による質疑・意見陳述はあり得るものの、採決理由を委員会として取りまとめている。

### イ 原処分の考え方

本件開示請求時点で、令和7年12月定例議会で議題となった請願に係る個々の委員の質疑・意見陳述を記載した文書を作成又は取得していない。

また、開示済みの「審査結果報告書」及び「請願審査結果・各会派の態度」は、会議規則に基づき、請願審査結果を報告するために作成された文書である。委員会として採決理由を取りまとめていないため、これらの文書に理由が記載されることはない。

以上を踏まえ、原処分では、請求人の趣旨に最も近接する情報として、各会派の態度等が記載され、不採択という審査結果に至った状況を確認できる文書を開示したものである。

よって、本件請求対象文書は存在しない。

以上のことから、原処分における文書の特定に誤りはなく、違法又は不当な点は認められない。

## 4 当委員会の判断

### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、令和7年12月定例愛知県議会で委員会に提出された請願に関して、各請願が不採択となった理由が分かる文書である。

審査請求人は、審査請求書において、本件行政文書のほかに理由が分かる文書があるはずとして、その文書の開示を求める旨を主張していることから、本件行政文書の特定に誤りがあるか否かについて、以下検討する。

(2) 本件行政文書の特定について

ア 本件開示請求に対して本件行政文書を特定した理由について、当委員会が聴取した実施機関の説明は次のとおりである。

(ア) 委員会における請願審査の仕組みについて

請願は、所管委員会に付託され、審査される。

審査結果は、審査結果報告書として議長に報告され、請願審査結果・各会派の態度として議会運営委員会で配付される。

また、請願審査においては、会議規則第 90 条により、報告内容は、採択すべきもの、不採択とすべきものの区分のみで、理由付記の義務はない。

こうしたことから、愛知県議会の委員会における請願審査の過程で、個々の委員による質疑・意見陳述はあり得るものの、採決理由を委員会として取りまとめていない。

(イ) 本件開示決定の考え方について

本件行政文書は、請求人の趣旨に最も近接する情報として、各会派の態度等が記載され、不採択という審査結果に至った状況を確認できるよう開示したものである。

イ 当委員会で検討したところ、本件行政文書の特定に誤りはないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

また、審査請求人の審査請求書における主張や、意見陳述における主張からも、本件行政文書のほかに、本件請求対象文書の存在は推認できない。

(3) まとめ

以上により、実施機関が本件行政文書を特定して開示した原処分は妥当であると判断する。

## 別記 1

12 月定例会でだされた請願書で不採択になった理由がわかる文書（委員会で）

## 別記 2

- ・総務企画委員会審査結果報告書（令和 7 年 12 月定例議会）
- ・福祉医療委員会審査結果報告書（令和 7 年 12 月定例議会）
- ・経済労働委員会審査結果報告書（令和 7 年 12 月定例議会）
- ・教育・スポーツ委員会審査結果報告書（令和 7 年 12 月定例議会）
- ・議会運営委員会審査結果報告書（令和 7 年 12 月定例議会）
- ・令和 7 年 12 月定例議会 請願審査結果・各会派の態度

(議会運営委員会の処理経過)

年 月 日	内 容
令和 8. 1. 30	諮問 (弁明書の写しを添付)
8. 2. 13	審議
同 日 (第1回理事会)	審議
8. 2. 16	学識経験者から意見聴取
8. 2. 18	学識経験者から意見聴取
8. 2. 24 (第2回理事会)	審査請求人の意見陳述を実施 実施機関職員から一部開示理由等を聴取 審議
8. 3. 12	学識経験者から意見聴取
8. 3. 13	学識経験者から意見聴取
8. 3. 18	学識経験者から意見聴取
8. 3. 23 (第3回理事会)	審議
同 日	審議
同 日	答申

## 参 考 法 令 等

### ■愛知県情報公開条例（抜粋）（平成12年愛知県条例第19号）

#### （目的）

第1条 この条例は、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に資することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び警察本部長並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書及び図画（以下「文書等」という。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 県の図書館その他これに類する施設として規則で定めるものにおいて、県民の利用に供することを目的として管理されているもの
- 二 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されているもの

#### （開示請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる。

#### （開示請求の手続）

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。ただし、開示請求に係る行政文書が、その全部を開示するものであることが明らかであるとして実施機関が開示請求書の提出を要しないと認めた行政文書である場合は、この限りでない。

- 一 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、代表者の氏名
- 二 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
- 三 その他実施機関の規則（実施機関の規程を含む。以下同じ。）で定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該開示請求書を提出したのに対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、当該開示請求書を提出したのに対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

#### （行政文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をしたのに対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- 一 略
- 二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に

記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び当該公務員等が規則で定める職にある警察職員である場合にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）

ニ 当該個人が、実施機関が行う事務又は事業で予算の執行を伴うものの相手方である場合において、当該情報がこの条例の目的に即し公にすることが特に必要であるものとして実施機関の規則（警察本部長にあつては、公安委員会規則。第23条第2項及び第3項並びに第27条において同じ。）で定める情報に該当するときは、当該情報のうち、当該相手方の役職（これに類するものを含む。以下同じ。）及び氏名並びに当該予算執行の内容に係る部分（当該相手方の役職及び氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。）

二の二以下 略

（開示請求に対する措置）

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所その他開示の実施に関し実施機関の規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を管理していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（審査会への諮問等）

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関（議会を除く。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、愛知県情報公開審査会に諮問しなければならない。

一及び二 略

2以下 略

第19条の2 議会がした開示決定等又は議会に対する開示請求に係る不作為について審査請求があつたときは、議会は、別に定めるところにより、前条に準ずる措置を講ずるものとする。

## ■愛知県議会が管理する行政文書の開示に関する規程（抜粋）

（平成 13 年愛知県議会告示第 2 号）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、愛知県議会（以下「議会」という。）が管理する行政文書の開示に関し必要な事項を定めるものとする。

（議会運営委員会への諮問等）

第 12 条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、議会運営委員会（以下「委員会」という。）に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
- 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）が提出されている場合を除く。）

2 以下 略

（委員会の調査の手続）

第 13 条

1～4 略

5 委員会は、諮問事項の調査を行うため必要があると認めるときは、情報公開に関する事項について、学識経験を有し、公正かつ的確な意見を述べることができる者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴くことができる。

6 以下 略

## ■愛知県議会議会運営委員会理事規程（抜粋）（令和 5 年 2 月 17 日議会運営委員会決定） （理事会）

第 3 条

1 及び 2 略

3 理事会は、委員会の円滑かつ能率的な運営を図るため、あらかじめ調整を要する事項についての協議並びに愛知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 4 年愛知県条例第 59 号）第 47 条第 1 項及び第 52 条並びに愛知県議会が管理する行政文書の開示に関する規程（平成 13 年愛知県議会告示第 2 号）第 12 条第 1 項の規定に基づく議長の諮問に関する事項についての調査を行う。

4 以下 略